

_____様

短期入所生活介護事業（ショートステイ）
入 所 契 約 書

社会福祉法人 優秋会

地域密着型小規模特別養護老人ホーム 「ふくろうの郷」

短期入所生活介護事業所

電話（0153-85-7120）担当者：

契 約 書

◆◆目次◆◆

第1章 総則（第1条～第6条）

第1条 契約の目的

第2条 契約期間

第3条 個別の居宅サービスの係る介護計画の決定

第4条 介護保険給付対象サービス

第5条 介護保険給付対象外のサービス

第6条 契約期間と利用期間

第7条 運営規程の遵守

第2章 サービスの利用と料金の支払（第8条・第10条）

第8条 サービス利用料の支払い

第9条 利用料の中止、変更、追加

第10条 利用料金の変更

第3章 事業者の職務等（第11条・第12条）

第11条 事業者及び従事者の義務

第12条 守秘義務等

第4章 契約者及び利用者の義務（第13条）

第13条 利用者の施設利用上の注意義務等

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）（第14条～第16条）

第14条 損害賠償責任

第15条 損害賠償がなされない場合

第16条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

第6章 契約の終了（第17条～第22条）

第17条 契約終了に伴う援助

第18条 契約者からの中途解約等

第19条 契約者からの契約解除

第20条 事業所からの契約解除

第21条 契約の一部が解除された場合における関連条項の失効

第22条 清算

第7章 その他（第23条・第24条）

第23条 苦情処理

第24条 協議事項

（特記事項）

_____ (以下「契約者」という。)と社会福祉法人優秋会(以下「事業者」という。)とは、
_____ (以下「利用者」という。)が地域密着型小規模特別養護老人ホーム ふくろうの郷
(以下「施設」という。)における居室及び共用施設等を使用して生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総則

第1条 (契約の目的)

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用していただくとともに、第3条及び第4条に定める施設サービスを提供します。
2. 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の詳細事項は、別紙、重要事項説明書並びに『個別サービス計画(サービス利用)書』に定めるとおりとします。
3. 以下の本契約に規定されている内容以外の重要事項については、重要事項説明書の準用を持って契約内容とします。

第2条(契約期間)

1. 本契約の期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日の契約締結の日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。
ただし、契約期間満了日以前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって計画期間の満了日とします。
2. 契約期間満了の7日前までに契約者から文書によって契約満了の申し入れ(更新の拒絶)がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。
3. 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします、この更新後における契約期間中に利用者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項但書と同様の取扱いとします。

第3条(個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更)

1. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別のショートステイサービスに係る短期入所介護計画(以下「個別サービス計画(サービス利用書)」という)を作成するものとします。
2. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも「個別サービス計画(サービス利用書)」の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介す

短期入所生活介護事業所

る等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3. 事業者は、「個別サービス計画(サービス利用書)」について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
4. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、「個別サービス計画(サービス利用書)」について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、「個別サービス計画(サービス利用書)」の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、「個別サービス計画(サービス利用書)」を変更するものとします。
5. 事業者は、「個別サービス計画(サービス利用書)」を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認し同意を必ず得るものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

1. 事業者は、短期入所介護における介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話および機能訓練を提供するものとします。

第5条(介護保険給付対象外のサービス)

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所介護を提供するものとします。
2. 前項の他、事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - (1)利用者が選定する特別な食事の提供
 - (2)利用者に対する理美容サービス
 - (3)その他、短期入所生活介護サービスにおいて通常必要となるものに係るサービスの提供
3. 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条(契約期間と利用期間)

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいいます。

第7条(運営規程の遵守)

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2. 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

第2章 サービス利用と料金の支払い

第8条(サービス利用料金の支払い)

1. 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づきサービス利用料金を支払うものとします。
2. 前項の他、契約者は短期入所生活介護において、食事その他、個人の要望に伴う臨時の費用等、利

短期入所生活介護事業所

用者の日常生活上必要となる諸費用(おむつ代を除く)実費を事業者に支払うものとします。

3. 契約者は、短期入所生活介護において、前項に定めるサービス利用料金をサービス利用終了月毎(※食費及び利用料)に請求いたしますので翌月の20日までに支払うものとします。

第9条(利用の中止・変更・追加)

1. 契約者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、利用開始日又は利用期日前日までに事業者申し出るものとします。
2. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満員により、契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第10条(利用料金の変更)

1. 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 第8条第2項及び第3項に定めるサービス料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更不同意の場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の職務

第11条(事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は、契約者に対する短期入所介護サービスの提供について記録を作成し、契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
5. 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
6. 事業者は、短期入所介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを定める有効期間が満了する日から2年間保存します。

第12条(守秘義務等)

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護を提供するうえで知り得た契約者又は

その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

2. 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前 2 項に拘わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 契約者及び利用者の義務

第13条(利用者の施設利用上の注意義務等)

1. 利用者は、事業所の施設設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 利用者は、事業者の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及び家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

第14条(損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 契約者(その家族も含む。)が、契約締結の際に、その心身の状況及びに病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 契約者(その家族も含む)が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第16条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

1. 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既の実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

第17条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 本条項に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第18条(契約者からの中途解約等)

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は1部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、次の各事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
 - (1) 第10条第3項により本契約を解約する場合
3. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 利用者が入院した場合
 - (2) 利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

第19条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合に

において、事業者が適切な対応をとらない場合

第20条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者及び利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. 契約者による、第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
3. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
4. 利用者の行動が他の利用者やサービス従業者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、利用者の重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
5. その他、利用者が介護保健施設に入所された場合や、事業所のサービス提供地域以外に事前通告なしに移転された場合

第21条(契約の一部が解除された場合における関連条項の失効)

第18条から第20条により、本契約の一部が解約され又は解除された場合には、当該サービスにかかわる条項はその効力を失うものとします。

第22条(清算)

第17条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第13条第3項(現状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、そのつど状況に応じて、これを履行し、清算するものとします。

第7章 その他

第23条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者を選任して、適切に対応するものとします。

第24条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

〔特記事項〕

事業者と契約者とは、通所介護サービスの提供に関して、本契約を締結したものであり。従って、短期入所生活介護に関する条項以外は適用されません。

短期入所生活介護事業所

(説明し契約した日時及び場所:令和 年 月 日 時 分～ 時 分 に於いて)

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者、立会人が署名又は記名捺印のうえ、契約者、事業者が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所:目梨郡羅臼町栄町100番地60
事業者名:地域密着型小規模特別養護老人ホーム「ふくろうの郷」
短期入所生活介護事業所

代表者名: 施設長 印

契約者 住所: _____

氏 名: _____ 印

契約者は署名が出来ないため、本人の意思を確認のうえ私が代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住所 _____

氏 名 _____ (契約者との関係) 印

立会人(家族) 住所 _____

氏 名 _____ (契約者との続柄) 印